

千葉県地球温暖化防止活動推進員 応募申請書

令和8年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

私は、「地域における地球温暖化の現状と地球温暖化対策に関する知識の普及」と「地球温暖化対策を推進する活動」に取り組むため、以下のとおり千葉県地球温暖化防止活動推進員に応募します。なお、下記応募要件及び委嘱要件を満たします。

ふりがな			性別	
氏 名			生年月日 (西暦)	年 月 日
自宅住所	〒			
自宅電話			F A X	
携帯電話				
メールアドレス				
勤務先又は 在学先 (県外在住の方のみ)	名称			
	所在地			

【応募要件】	該当要件	
--------	------	--

要件1～3のうち該当する番号を記載のうえ、要件概要欄に必要事項を記載願います。

要件	要 件 概 要	
1	推進員経験者	過去に千葉県地球温暖化防止活動推進員として活動経験がある方 (活動期間中、年1回の活動報告書の提出がない方は、3に記載する研修を受講いただく必要があります。過去の提出状況が不明な方は、該当要件を1と記載してください。 後日、センターで提出状況を確認して、受講いただく必要のある方に、その旨ご連絡させていただきます。)
		活動期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ※活動期間が不明な場合は空欄としてください。
2	有資格者	地球温暖化対策や省エネルギーに関する資格（環境カウンセラー、うちエコ診断士、地球温暖化防止コミュニケーター、エネルギー管理士等）をお持ちの方 (有資格者であることが確認できる書面の写しを添付してください。)
		資格名
3	1、2に該当しない方	千葉県地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修を受講される方 (研修会は、令和8年11月から令和9年2月にかけて開催します。開催案内(日時、場所等)につきましては、後日ご連絡させていただきます。)

【委嘱要件】

推進員になるためには、下記ア～エの要件を満たす必要があります。

- ア 「地球温暖化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に規定する「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象」であることを理解し、地球温暖化対策のため、県が行う施策に必要な協力ができること。

- イ 千葉県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 1 1 条に規定する推進員の個人情報の取扱いに同意すること。

(県では、市町村、地域住民との連携を図るため、推進員の皆さまの名簿を作成し、下記のとおり公表、提供しています。御理解いただきますようお願いいたします。)

	公表、提供内容
推進員名簿の公表 (千葉県ホームページ上)	氏名、居住市区町村
情報提供 (県内市町村、千葉県地球温暖化 防止活動推進センター)	氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下、「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）ではないこと。

- エ 暴対法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

*** アンケート ***

今後の推進員活動支援の参考とさせていただくため、可能な範囲で記入をお願いします。

- (1) 本募集を知ったきっかけを教えてください。(1つ選択)

回答	
----	--

- 1 県ホームページ 2 市町村広報紙 3 千葉県広報用SNS 4 募集案内チラシ
5 知人等からの紹介
6 その他（ ）

- (2) 推進員を委嘱された後、特に活動したい内容について記入してください。

--